

令和7年度  
泉南市漁業協同組合支援事業補助金交付要領

令和8年1月23日  
泉南市市民生活環境部 産業振興課

#### 1. 事業概要

電気代の価格高騰の影響を受ける泉南市内の漁業協同組合に対して、経営の再建及び事業の継続に向けた取組を支援するため、泉南市漁業協同組合支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

#### 2. 交付対象者

下記の（1）から（3）までの要件をすべて満たす者

- （1）事務所を泉南市内に置く漁業協同組合であること。
- （2）漁業協同組合で使用している施設であり、同組合にて電力料金を支払っていること。
- （3）泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

#### 3. 補助金の額

補助金の額は、漁業協同組合の施設にて使用した直近1年間の電気使用量の価格高騰分に相当する額の1/2で、1件あたり150万円を上限とします。

#### 4. 申請受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月6日（金）まで

## 5. 申請に必要な書類

**①泉南市漁業協同組合支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）**

**②誓約事項（様式第1－2号）**

**③事業者情報が確認できる書類**

- 登記事項証明書の写し（発行から6か月以内のもの）

**④直近1年間の電気使用量がわかるもの**

- 電力会社からの請求書等

※アプリやパソコンで確認している場合は該当するページを印刷してください。

また印刷する際は「使用者」「使用場所」がわかるようにしてください。

**⑤該当施設等の写真**

※別添様式を参考に、代表的な写真を提出してください。

**⑥補助金の振込先口座がわかる書類**

- 通帳（表面及び表紙をめくった最初のページ）の写し等

「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義」がわかるもの

※必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求める場合があります。

また、担当課が現地調査に伺う場合がありますので、ご協力をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や指定した書類が期日までに提出されない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

## 6. 申請方法

泉南市役所別館 2 階 市民生活環境部 産業振興課 農林水産係窓口に提出

関係様式ダウンロード方法

泉南市公式ホームページ

<https://www.city.sennan.lg.jp/>

各課のご案内》市民生活環境部》産業振興課》農林水産係》泉南市漁業協同組合支援事業補助金

※提出された書類は返却いたしませんので、申請内容が確認できるように、提出される前に必ずご自身で写しをとっておいてください。

## 7. 審査・交付決定

審査の結果、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、申請書兼請求書の指定した銀行窓口に振込を行います。なお、指定口座への入金をもって交付決定通知とします。

- ・審査の結果、補助金を交付しない決定をした場合は、交付しない旨の通知をします。
- ・交付時期についての個別のお問い合わせには応じかねます。

## 8. 個人情報等の利用

本補助金の事務を処理するために必要な範囲のほか、下記以外の目的で申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」という。）を利用することはできません。

- ・今後市が実施する施策において参考とする範囲で申請情報を利用する場合があります。
- ・申請内容の審査過程において、必要に応じて、国や大阪府等の関係官署に対して申請情報を提供する場合があります。
- ・警察署、税務署等の公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、申請情報を提供することができます。

## 9. その他

- ・申請は1事業者につき1回限りとなります。
- ・申請内容に不備がある場合、審査に時間を要するため、提出前に申請内容が適切かどうかを必ずご確認ください。なお、誤字等の軽微な不備については、職権等により訂正させていただく場合がありますので予めご承知おきください。
- ・市は、必要に応じて、申請内容及び事業に関する検査や報告又は是正のための措置を求めることが

あります。

- ・補助金の交付後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他の交付要件を満たさないことが発覚した場合には、交付決定の取り消し、補助金の返還を求めます。なお詐欺、脅迫等刑法に触れる行為があった場合、刑事告発させていただく場合があります。

#### 10. お問い合わせ

泉南市市民生活環境部産業振興課 農林水産係

電話 072-483-9974

(平日 午前9時から午後5時30分、土日祝休)